

「回路接続材料」事件

【事件の概要】

審決は、新たな公知文献（甲 1 3）を引用して容易想到性を判断したとし、特許法 1 5 9 条 2 項、5 0 条に定める手続違背の違法があると判断した事案。

【事件の表示、出典】

平成 2 4 年 9 月 1 0 日判決言渡 平成 2 3 年(行ケ)第 1 0 3 1 5 号審決取消請求事件
最高裁HP

【参照条文】

特許法 1 5 9 条 2 項、5 0 条

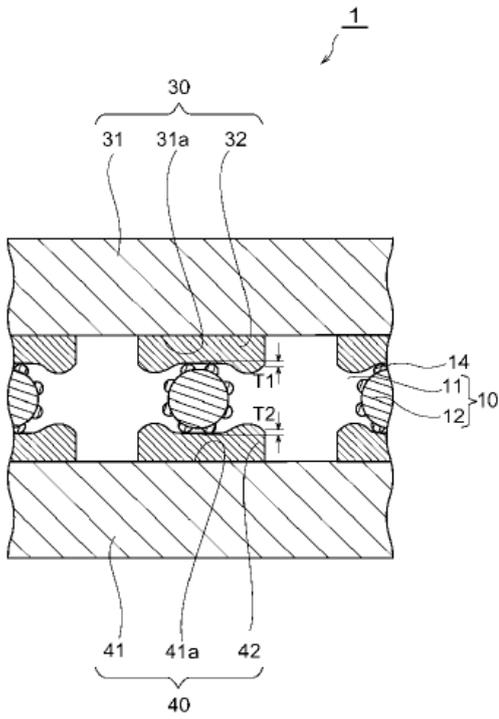
【キーワード】

拒絶査定不服審判における手続違背

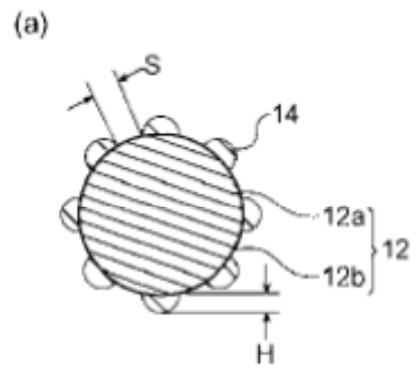
1. 事実関係

(本願発明) ※①～④は審決が認定した相違点 1～4

- A. 第 1 の回路基板の主面上に第 1 の回路電極が形成された第 1 の回路部材 (3 0) と、
- B. 前記第 1 の回路部材に対向して配置され、第 2 の回路基板の主面上に第 2 の回路電極が形成された第 2 の回路部材 (4 0) と、
- C. 前記第 1 の回路部材の主面と前記第 2 の回路部材の主面との間に設けられ、前記第 1 及び第 2 の回路部材同士を接続する回路接続部材 (1 0) と、を備える回路部材の接続構造であって、
- D. 前記第 1 の回路電極又は前記第 2 の回路電極のいずれかが、①インジウム-亜鉛酸化物回路電極であり、
- E. 前記回路接続部材が、絶縁性物質 (1 1) と、表面側に導電性を有する複数の突起部 (1 4) を備えた導電粒子 (1 2) とを含有し、
- F. ②前記回路接続部材の 4 0 °C における貯蔵弾性率が 0 . 5 ~ 3 G P a であり、且つ、2 5 °C から 1 0 0 °C までの平均熱膨張係数が 3 0 ~ 2 0 0 p p m / °C であり、
- G. ③隣接する前記突起部間の距離 (S) が 1 0 0 0 n m 以下であり、
- H. ④前記突起部の高さが 5 0 ~ 5 0 0 n m であり、
- I. 前記第 1 の回路電極と前記第 2 の回路電極とが、前記導電粒子を介して電氣的に接続されていることを特徴とする回路部材の接続構造。



[本件明細書、図1]



[本件明細書、図2 (a)]

2. 争点

- (1) 相違点 1, 3 についての判断の誤り
- (2) 相違点 4 についての判断の誤り
- (3) 審決に係る手続違背

3. 相違点3についての審決の判断

[甲13の表2]

No.	平均粒径 (μm)	膜厚 (nm)		突起物			導電性
		ニッケル	金	密着性	大きさ (μm)	分布 (個)	
実施例1	4.8	94		ND*	0.33	20	○
// 2	4.8	96		ND	0.40	72	○
// 3	4.8	93		ND	0.46	92	○
// 4	4.9	95		ND	0.51	84	○
// 5	5.1	96		ND	0.63	100	○
// 6	5.0	81	29	ND	0.38	20	○
比較例1	7.8	72		0.15	0.50	60	×
// 2	4.7	3		ND	—	—	×
// 3	4.8	95		ND	—	—	×

* ND : 0.001g/g以下

甲13の表2の粉体の平均粒径、突起物の大きさ及び個数から計算すると、

実施例2 : $L = 732 \text{ nm}$

実施例3 : $L = 540 \text{ nm}$

実施例4 : $L = 560 \text{ nm}$

実施例5 : $L = 390 \text{ nm}$

となり、隣接する突起部間の距離は1000nm以下である。

また、本願発明が、導電粒子の直径、材質や、突起部の形状等を十分特定せずに、「隣接する突起部間の距離が1000nm以下」であるとしたのは、単に、「回路電極の表面が平坦であっても、対向する回路電極同士間の良好な電氣的接続を達成できると共に回路電極間の電気特性の長期信頼性を十分に高めることができる。」(本願明細書の段落【0013】)ためであって、突起部間の距離を1000nm以下としたことに臨界的意義を確認することはできない。

4. 裁判所の判断

審決は、「回路部材の接続構造の技術分野において、隣接する突起部間の距離を1000nm以下とすることは、以下に示すように本件出願前から普通に行われている技術事項である。例えば、として、甲13の記載を技術常識であるかのように挙げているが、

その技術事項を示す単一の文献として示しており、甲13自体をみても、回路部材の接続構造の技術分野において、隣接する突起部間の距離を1000nm以下とすることが普通に行われている技術事項であることを示す記載もない。

すなわち、甲13の特許請求の範囲の請求項1には、「平均粒径が1～20 μ mの球状芯材粒子表面上に無電解めっき法によりニッケル又はニッケル合金皮膜を形成した導電性無電解めっき粉体において、該皮膜最表層に0.05～4 μ mの微小突起を有し、且つ該皮膜と該微小突起とは実質的に連続皮膜であることを特徴とする導電性無電解めっき粉体。」が記載され、実施例には製造されたいくつかの導電性粒子の突起の大きさが表2に示されている。しかし、表2に記載されているのは、甲13に記載された発明の実施例であって、これらの例が周知の導電性粒子として記載されているわけではない。しかも、表2に記載されているものには、実施例4（0.51 μ m）、実施例5（0.63 μ m）のように、突起の大きさが500nmを超えるものがある。したがって甲13の記載から「回路部材の接続構造の技術分野において、隣接する突起部間の距離を1000nm以下とすること」や、「回路部材の接続構造の技術分野において、突起部の高さを50～500nmとすること」が周知の技術的事項であるとはいえない。

してみると、審決は、新たな公知文献として甲13を引用し、これに基づき仮定による計算を行って、相違点3の容易想到性を判断したものと評価すべきである。すなわち、甲10を主引用発明とし、相違点3について甲13を副引用発明としたものであって、審決がしたような方法で粒子の突起部間の距離を算出して容易想到とする内容の拒絶理由は、拒絶査定理由とは異なる拒絶理由であるから、審判段階で新たにその旨の拒絶理由を通知すべきであった。しかるに、本件拒絶理由通知には、かかる拒絶理由は示されていない。

そうすると、審決には特許法159条2項、50条に定める手続違背の違法があり、この違法は、審決の結論に影響がある。

5. 検討

ある技術事項が周知技術であるというためには、複数の文献に記載されていることが望ましい。上記判決内容からすれば、単一の文献でも、当該技術事項が周知なものとして記載されている場合には、周知技術として認定される可能性はあると思われる。

(弁理士 鈴木 守)